

第六十八回 参議院外務委員会會議録第五号

(八二)

昭和四十七年三月二十一日(火曜日)
午前十時十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 八木 一郎君
理事 石原慎太郎君
佐藤 一郎君
山本 利壽君
森 元治郎君

委員

杉原 荒太君
塚田十一郎君
長谷川 仁君
増原 恵吉君
加藤シヅエ君
田 英夫君
羽生 三七君
渋谷 邦彦君
中村 正雄君
星野 力君
外務大臣 福田 赳夫君
政府委員 外務次官 大西 正男君
外務大臣官房長 佐藤 正二君
外務省アジア局長 吉田 健三君
外務省欧亜局長 有田 圭輔君
外務省経済協力局長 大和田 渉君
外務省条約局長 高島 益郎君
外務省条約局外務参事官 穂崎 巧君
事務局側 常任委員会専門員 小倉 満君

説明員

外務省国際連合局外務参事官 黒田 瑞夫君

本日の会議に付した案件

○外務公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国際民間航空条約の改正に関する千九百六十二年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(内閣提出)

○国際民間航空条約の改正に関する千九百七十一年三月十二日にニュー・ヨークで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(内閣提出)

○国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百七十一年七月七日にウィーンで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(内閣提出)

○国際情勢等に関する調査

(中国の核実験に関する件)

(チヌメニ油田開発協力に関する件)

(尖閣列島の帰属問題に関する件)

(日中国交回復に関する件)

(朝鮮問題に関する件)

○委員長(八木一郎君) ただいまから外務委員会を開会いたします。

外務公務員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府より趣旨説明を聴取いたします。

福田外務大臣。

○外務大臣(福田赳夫君) 外務公務員法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

この法律案におきましては、まず、特命全權大使及び特命全權公使の待命制度に関する条文の整

備を行なうとともに、待命の期限を特別な場合には延長することができるようになっております。すなわち、待命中の大使及び公使が、特派大使、政府代表等の特別の任務に従事している場合には、その待命の期間が一年をこえた場合でも、その任務の重要性及び対外関係を考慮して、その任務が終了するまでは、大使及び公使の職を免ぜられないようにするものであります。

さらに、この法律においては、在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国制度を改正し、現在在外勤務期間が四年をこえる職員に対し、一在勤期間中一回限り許可することができるとなっているのを、今後は、三年をこえる職員に対し、三年につき一回許可することができるようになっております。休暇帰国の趣旨は、在外職員の健康保持、変化する国内情勢の把握、本省との事務打ち合せないし担当職務の変更に伴う研修などであり、このためには、在外勤務があまり長期間にならないうちに休暇帰国の機会を与えることが、その後の職務遂行にきわめて有意義であると認められるほか、諸外国においてはおおむね二年につき休暇帰国を実施しておりますので、わが国においても休暇帰国に必要な在外勤務年限を短縮することとした次第であります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(八木一郎君) 引き続き補足説明を聴取いたします。

佐藤官房長。

○政府委員(佐藤正二君) 本法案について補足説明をさせていただきます。

大臣の提案理由の御説明ではほとんど尽きておると思いますが、本改正案の改正点というのは二点

ございまして、第一点が待命制度の問題でございます。大使、公使の待命制度の条文の整備といったしましては、現行法の第十二条第一項中の「又は臨時の職務を処理するために外国に派遣されるまで」という字句を削除することにあるわけでございまして、待命制度と申しますのは、御承知のとおり、大使、公使がある任務を終えて帰ってまいりましてその次の任務につくまでの間その身分を失わないように、待命という形をとりましてその間をつなぐわけでございまして、その待命中にたとえは国連総会に出るとか、あるいはどこかの交渉の全権委員になるとかというような形で臨時の職務を処理するために外国に派遣される場合がございまして、その職務が済んだあとで、はたしてその次に待命になるのかならないのかという点に明文の規定がございせんために幾らか疑義がございましたもので、その点をこれで直そうということでございます。

それから、そういうふうにして国際会議等に出ました待命中の大使が国際会議に出ている間に一年の期間――待命の期間というの是一年でございまして――が終了してしまつたという場合にどうなるかという点も問題がございましたので、そういった国際会議全権委員等の職についている間は、一年の期間が来てもその職務を終了するまではこれを延長することができるといふことにいたしましたのが待命制度の改正でございます。

それから第二点といたしまして、休暇帰国制度の改正でございますが、現行の休暇帰国制度と申しますのは、在外の勤務期間を四年をこえた人につきまして一回の在外期間について一度だけ休暇帰国ということができるといふことになっております。ところが、四年と申しますのは、不健康地の場合にはこれが半分になるわけでございまして、四年と申しますのは何としても長く、大体

四年になりますと、帰ってくる人のほうが多いわけ、ほとんど休暇帰国制度を利用する人が非常に少ないという形になりました。また、かたがた、ときには国内情勢の把握、本省との事務打ち合わせ等もございまして、なるべくこの期間を短くしたどうかという話がございまして、四年を三年にいたしまして、それから特に不健康地につきましてはそれの半分——一年半に一回、それからもう一つの点は、いままでは、たとえば最初にビルマに行きまして、その次にアメリカに行つたというふうなときでも、通算しまして五年になつても六年になつても、たつた一回ということになつておりましたのを、三年について一回ずつというふうに変えるわけでございまして、これが今度の休暇帰国制度の改正の概要でございまして、御審議の上御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(八木一郎君) 以上をもつて説明は終了いたしました。

本案に対する質疑は、後日に譲ることといたします。

○委員長(八木一郎君) 次に、国際民間航空条約の改正に関する千九百六十二年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

国際民間航空条約の改正に関する千九百七十一年三月十二日にニュー・ヨークで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

及び

国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百七十一年七月七日にウィーンで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

以上三案件を便宜一括して議題といたします。前回に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○森元治郎君 この前伺ったんだけれども、ちよつとはつきりしなかつたので一点だけ伺います。

この国際民間航空機関の理事会で中国の代表は中華人民共和国であるということがきめられて、事務局長が加盟国にその旨を通告したわけですね。ところで、中華民国は理事国ではないわけですが、理事国では、総会の議席は持つていないわけですが、どうなつておるのか。総会の議席は持つていないと思うんです。総会の議席は、そうすれば、理事会では中華人民共和国が中国の代表としまして、総会のほうの中華民国というのはいくら立場になるのか。もし理事国では中華人民共和国となれば、いわゆる総会でもう一べん追加するということになれば、総会でも議題として取り上げなくちゃならぬと思うんですね。それをただ、理事会と総会は別のものでおつたのか、総会にかけて総会の議席までも拡大するのかしないのか、これはどうなんですか。昨年十一月に採択された決議によれば、理事会の権限の事項に關し、とただし書きがあるけれども、その点がはつきりしないんです。質問の趣旨がわかつたら御答弁願います。

○説明員(黒田瑞夫君) 御指摘のとおり昨年十一月十九日のICAOの理事会で採択されました決議は、理事会の権限内の事項に關しては中華人民共和国政府を唯一の合法的な中国代表と認め、事務局長をしてこの決定を即時ICAO全加盟国に通報せしめるという趣旨のものでございまして、中国代表権の代表権の交代の問題につきましては、ICAOの国際民間航空条約にも、それからその他の国際民間航空条約機構関係の規則にも、一切規定がございせん。それで、ただし中国代表権の重要な問題にはやはり総会の決定すべき事項であるとも解釈されますので、中華民国の代表権は法律的には理事会の権限外の事項については残つておる。このようにも解釈されるのでございまして、実は、代表権の問題については一切規定がございせん。それで、そういう解釈になるわけではございません。そこで、いま先生の御指摘のように、まだ総会の議題として残るじやないか、総会のメンバーシップというものは中華民国に残るのではないか

という点は確かに御指摘のとおりでございすけれども、実は総会は一九七四年、いまから二年先に開かれることでもございす。実際上は総会の今度の次の決定は追認的なものになつてしまひまして、実際上はもうメンバーではなくつたんだ。これはいかういふに考へまして、この間あのように御返事申し上げたのでございすけれども、確かに法律的にはそういう疑問は残つておるわけではございません。

それではよろしくございすか。

○森元治郎君 そうすると、七四年までは理事会は中華人民共和国、総会のメンバーは中華民国がそのまゝ、よその国から総会で理事会に要請されて追加といったような事態でもない限り、このまゝいくわけですね。

○説明員(黒田瑞夫君) 中華人民共和国は実はまだ入るといふ言ひに言つていないのでございすけれども、理事会は、理事会の権限内の範囲内では明らかに中華民国はメンバーではなくつたわけではございす。それから、あとの総会までは総会のメンバーとして中華民国が残るということにはつきりとは言へない、そういう疑問は残る、あるいはそういう公算は大であるというふうなことは言えるのでございすけれども、はつきりとはそれは言ひ切れなかつたのでございす。

○森元治郎君 そうすると、当分もやもやの状態が続くわけですね。

○説明員(黒田瑞夫君) そうでございす。

○羽生三三君 ちよつといふに關連して。

その場合、理事会と総会の違いはあるけれども、中華人民共和国がそれでは加入することになつた場合に、同席ではないにしても、総会と理事会の違いはあるにしても、同じ機構の中に入ることになるのか。入つた場合に中華民国のほうはやめるのか。つまり脱退するのか。同席するということとはあり得ないと思うのですが、その辺はどうなんですか。

○説明員(黒田瑞夫君) 同席するということは考えられませんが、先ほど申し上げておりますように

に、もう實際上中華民国はメンバーではなくつたところの現実的だといふ言ひに考へます。それで多少法律的な疑義は残るのでございすけれども、それは現実には起こらないといふ言ひに考へるのでございす。

○委員長(八木一郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(八木一郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより三案件について一括して討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、国際民間航空条約の改正に関する千九百六十二年九月十五日にローマで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

を問題に供します。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長(八木一郎君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、国際民間航空条約の改正に関する千九百七十一年三月十二日にニュー・ヨークで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

を問題に供します。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長(八木一郎君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百七十一年七月七日にウィーンで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

を問題に供します。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長(八木一郎君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百七十一年七月七日にウィーンで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

を問題に供します。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長(八木一郎君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百七十一年七月七日にウィーンで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

を問題に供します。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長(八木一郎君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(八木一郎君) 全会一致と認めます。よって、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、三案件についての審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(八木一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(八木一郎君) 次に、国際情勢等に関する調査を議題といたします。

前回に引き続き、質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○加藤シヅエ君 外務大臣にお伺いいたします。

最近、中共において核実験が行われたということ、これをニュースで承知いたしております。気象関係のニュースによりまして、今日あたり日本本土の上空が核のちりをもつておおわれているかもしれないというようにも聞いております。これにつきまして広島及び長崎の市長は、核の洗礼を受けた市長として、市民を代表して抗議の声明を発表しております。しかし、日本の国としては、これに対して何か声明の発表がございましたら、よろいか。私はまだ何にも聞いておらないのでございしますが、それはどういうことになっているのか。また、もしなさっておらないとしたら、隣の国でこういう危険な実験が行なわれている日本として何ら意思表示もしないというふうなことではよろしいのでございましょうか。このことにつきまして外務大臣のお考えを伺いたいと存じます。

○国務大臣(福田赳夫君) いかなる国でございしても、核の実験を行なうというところについては、それが行なわれるつど、わが国においては厳重なる抗議の意思表示をいたしておるわけでござ

います。ところが、今回の中国の行なつたと伝えられていところの核実験につきましては、どうも相手国が外交を持たない国でありますので、直接中国に対して抗議を提出するとか、そういうことが不可能な状態でありまして、したがって、わが国はこの事実をとらえまして、これはまあ特定の中国に対する抗議ということではできませんけれども、これはなほ遺憾なことであるという態度を表明をいたしておるわけでございまして、今朝の閣議におきまして、さらにこれを明確に表示するといふ方法をどうするかというのを官房長官と打ち合わせをいたした次第でございまして、ただいま科学技術庁におきまして、この事態がわが国に対してどういふ影響を及ぼすかというのを調査をしております。その調査の次第を待ちまして、つまり、中国が核実験を事実行なつたと確認をする事実、また、それがわが国に及ぼす影響、それをしさいに検討いたしまして、相手はおきませんけれども、まあ、嚴重な抗議措置をとるということにいたしました次第でございまして。

○加藤シヅエ君 今日閣議でその問題を御討議なさつたのでございまして、それで、外交のない国であるから抗議を申し込むことができない。これはわかりますけれども、外交のない国であれば抗議を申し込まなくても、その迷惑を受けることにおいて是非常に甚大なものでございまして、具体的に核のちりの具体的な被害、また、精神的にもこれは非常な恐怖を日本国民に与えているものであると存じます。したがって、相手国に抗議をするという形式ができなくても、これは世界に向かつて核というものの対する強い反対態度を持つて、世界に日本として、これは世界に向かつてでも、世界に向かつての抗議じゃなく、日本国の態度の声明というふうな形で、いち早くこれは行なわれるべきではないか。私はそれを非常に希望するものでございしますが、どんなふうな形式でなさるのか、それを承りたいと存じます。

○国務大臣(福田赳夫君) お話しのとおりであり

まして、これは中国に直接伝える方法はありませんけれども、外務省情文局長名をもちまして、はなはだ遺憾な事態である、こういうことは差しとめてもらいたい、という意思表示をいたすことになるのであります。

○加藤シヅエ君 そういうことはなるべく早くしていただきたほうがいいと思います。ちよつと少しおそかつたかと思ひますけれども、いまからでも強くはつきりした態度の表明をお願いいたします。

○国務大臣(福田赳夫君) はい。

○加藤シヅエ君 次に少しわき道にそれるかも知れないのでございしますが、外務省から今日「わが国とフィンランドとの間の経済関係等の現況」といふ資料をいただいたのでございまして、それでいまフィンランドとの二重課税の問題もこの委員会審議中とございしますので、それに関連いたしましてちよつと伺いたしたいのでございしますが、フィンランドという国は非常に、何と申しますか、国論がよくまとまつていて、何と申しますか、私に誇りを感ずる。自分たちの国の歴史というものに誇りを感ずる。また、自分たちの国の国防というふうなことに對しても非常に強い関心を持つていて、このように私は理解しております。ここに「わが国とフィンランドとの間の経済関係等の現況」、一九七〇年の貿易関係が出ております。それで、わが国といたしましては、フィンランドから製紙用パルプ、鉄鋼等を輸入しているというようにここに出ております。まあ、それは全体から見ても大きな額とは思ひません。私が理解しておりますところでは、このフィンランドという国が輸出できるものは、林産物によるものが非常に大きな部分を占めていて、聞いていますのでございしますが、それはどのぐらいの部分をお占めておりますのか、もしわかりましたら、ちよつと聞かしていただきたいと思います。

○国務大臣(福田赳夫君) フィンランドに対する輸出が、一昨年の統計で見ますと、五千四百三十二万五千ドルでございまして、輸入が千二百二十一万七

千ドルでございしますが、その中で一番大きなものが製紙用のパルプなんです。ちよつとその額が千二百二十一万七千ドルの中でどのくらいになっておりますか、いづれにしてもその製紙用のパルプが一番多いのでございしますが、その他鉄鋼を幾らか輸入して、ちよつと程度でございまして。

○加藤シヅエ君 私がそれについて伺いたいことは、これは少し前の話でございしますが、フィンランドとソ連という国は隣同士で、非常に国際的に、国防的に、貿易上密接な関係を持つておる国と理解しております。そのフィンランドが、自分の国から輸出できる物資というものはその種類が限られております。したがって、あるものを輸出できなくなるといふようなことになれば、これは国の非常な危機にも直面するといふことではないかと思ひます。そういふような状態にあるときに、お隣のソ連といふ政治的な関係があつて、その面でソ連の希望をフィンランドの国内政治にあらわさなければならぬといふような圧力がかけられたといふような話も聞いております。そういうような場合に、もちろんそれは拒絶することであるわけにございまして、もしそれが拒絶した場合には、フィンランドの大事な輸出市場といふものを、もつと大きな資源を持つた力によつてその輸出市場が攪乱されてしまふといふやうなことになる。これは非常に大きな打撃を受ける。したがって、そういうような圧力によつて、自分の国の国内政治にもある程度の要求をのまざるを得ないような事情があつたといふようなことを私は聞いていますのでございまして、それにつきまして、いま外務大臣あるいは通産大臣などが、チェメニの石油のパイプ・ラインをソ連とどういふふうな交渉をお進めになるかといふやうなことを聞いておるわけでございまして、それはどのように進んでいるのか。また、これは非常に大きな問題で、日本としてもそういうふうな石油資源を得られて日本に石油が入るならば、これは非常にけつこうなことでございまして、け

も、事が石油という非常に日本にとってはもうなくてはならないものであり、また、その供給源が、もし何か政治上の問題によって左右されるようなことがあるようなおそれがあった場合には、これは非常に重大な問題に直面するわけでございます。で、外務大臣としてはそういうような問題も御考慮に入れて、いまのチヌメニの石油パイプ・ラインの開発の交渉について考えていらっしゃるかどうか、その辺のお考えを承りたいのです。

○国務大臣(福田赳夫君) チヌメニ油田の開発という話が数年前からありまして、まあ正式には一月にグロムイコ外務大臣が来訪いたしました際に、チヌメニに有望な油田の開発が可能になりそうだと、ついでには、当方から積極的というわけではないけれども、日本のほうで希望するならば、この油田の開発に關連いたしまして、ナホトカへのパイプ・ラインの建設に協力して下さることを歓迎するといふ、こういう意思表示があったわけでございます。その後二月になりましたから、ソビエト・ロシアの経済使節団が来訪いたしましたので、日ソ経済合同委員会を東京で開催したわけでありまして、そのときにおきまして、まあ日ソ間の貿易の問題、貿易量を拡大しようという諸問題についての話し合いが行なわれる一方、シベリアにある資源、具体的には、第一がたまたまお話ししたチヌメニの石油でございますが、それから第二がイルクーツクの、あれはどこになりましたか――燃料炭ですね。その燃料炭の開発の問題。それから第三は北極太の大陸だなどにおける石油並びにガスの開発の問題。これらについて日ソ間で協力の可能性について話し合いが行なわれた、こういうことになりました。その中で、何と申しましてチヌメニというのはウラル山脈の東側のオビス川の流域に横たわる鉱脈でございますから、わが日本とすると、かなり遠いところに位置する。そういうことで、まあ、そういう地理的な問題もありませんが、いずれにしても非常に有望な油田である、こういうふうなソビエト側の話でありますので、わが日

本が、ほとんど全部と書いていくらしいの油をアラブ近辺に依存をしているこの状態を改善する必要に迫られている、こういう事情を考えますと、この石油の開発、ソビエトの開発計画、しかも、パイプ・ラインにつきまして協力が得られるならば、開発されたチヌメニ石油を安定的にわが国に供給する、こういうことでありますので、したがって、わが国としても魅力を感じざるを得ない。そこで、五月になりますか、わが国のほうから経済視察団を出しまして、そうしてチヌメニ油田の計画についてなお詳細なる話を伺ったりしてみたいと、こういうふうな考えておりますが、今日の状態は、フイジビリティといいますが、それがほんとうにいろいろな角度から見まして開発する価値のあるものであるかどうかという判断ですね、それがまだその緒についたという段階でございます。これからそのフイジビリティの問題につきましてよく検討をし、もしこれが経済全体から見まして引き合ふというふうな性格の価値判断ができれば、これを真剣に政府においても取り上げてみたい、こういうふうな考えておりますが、まだそういう中途の段階である、こういうことでございます。

○加藤シヅエ君 まだ話途中の段階であるという御説明は理解いたしました。また、他の大國もこれに意欲を燃やしているというふうなニュースも聞いておりますので、その辺、いろいろと日本の政府としても勘案しながらお進めになることだと思ひますが、私、最初に申し上げましたように、非常に経済的に大きな影響を日本の国に持つようなものであるだけに、それと政治との関係とどういふふうになつていくかというふうな、そんなことも常に御考慮に入れながら話をお進めになるというふうなことを希望いたしましたして質問を終わります。

○森元治郎君 それでは一つだけ伺ひますが、時間がなから時間に向かうような質問をします。きのう私はいなかで、読売新聞だったと思うが、ほかの新聞は見ませんから、例の尖閣列島領

有の問題について、何か外務省ではアメリカ政府に確認を求めるような措置をとるんだと、要するに、アメリカからもそれは日本だとはつきり言つてもらいたいという意味でしょうが、そんなふうな解釈したんですが、そういう措置をおとりになるんですか。

○国務大臣(福田赳夫君) アメリカが尖閣列島に對する態度、これは一九七〇年――昨年のときまでは非常にまぎれのない態度をとっておつたのです。ところが、昨年の中ごろになりました、これはまあ今度の沖縄返還協定で、まあ施政権を施行しておつた地域に入る尖閣列島ではあるが、他の第三國から何かもんちゃくがあれば、それは日本國とその第三國との間の問題であると、こういうことを言ひだしてございまして、私も、そのアメリカの態度に對しましては、はなはだこれは遺憾とするわけでありまして、しかし、考えてみますと、どこかの國で領土権について争ひがあるかといふと、その領土権の争ひ、第三者同士の争ひ、それについてわが日本は、普通の状態ならばこれに介入をしないで、その二國の間できめてくださう、こういう立場をとるだろうと思ひます。が、この間私どもは、台湾の帰属問題について、台湾の帰属については私どもは何ら発言をする立場にありませんと、「しかしながら」というところが入つてゐるのです。しかしながら、中華人民共和國が國連に参加した。また、ヤルタ宣言、ポツダム宣言、ああいういきさつもある。それらのことを考えてみますと、中華人民共和國が、台湾はわが國の領土であると主張するその主張については深い理解を示すことができる、こういうふうな統一見解を出しておりますが、アメリカはちやうどそういう立場をとるべきところにあると思ひますが、そこまできかない、第一項にとどまつておるといふ点が私ども非常に不満なんです。私どもは尖閣列島の領有権につきましては一点の疑義を持つておりません。けれども、とにかくアメリカがあそこに施政権を保有してきた。し

かも、その尖閣列島には基地まで持つておる。それをそのままわが日本に返すのだという事情を考えますれば、これはもう当然、あれはわが日本の領土であるという日本國の主張につきましては、私はうなずけるものがあるという立場をとるべきだ、こういうふうには思ひますが、まあ、その辺をアメリカとの間にどういふふうにいたしますか。当然のことだからそれはもう言うほうがいいとも思ひます。ここでもってまたアメリカに對してものを言うことがはたしていいのか悪いのか、その辺、非常に機微な問題である、このように考えておる次第です。

○森元治郎君 アメリカに何か措置をとることにきまつたんですね。大臣、具体的なあとこのほの一番大事なときになると声が小さくなつて聞かなくなつてしまふ。状況説明のときにはいいのだけれども、一番最後にはほとんど聞かえないのです。だめですよ、あとのほうが大きくならなくちゃ。申し入れるのかどうか。申し入れる内容は、どういふ表現で確認をしようというのか。はっきりしろと言ひの、つかないじゃないか、不条理じゃないか、いろいろ言ひ方はあります。抗議めいた意味もある、表現もあるだろうし、他人の領土を抑えておいて、いまだ何何を言つてゐるんだという言ひ方もあるだろうし、どういふふうに入力するんですか。

○国務大臣(福田赳夫君) これは、アメリカに對して意思表示を求めるというにはあまりにも明瞭なるわが國の領土という状態である。そこへ第三國である、いまや第三國の立場にならうとしておるアメリカに何か助言を求めるか、そういうふうなことがはたしていいものかどうかということについて、きわめて機微な問題である。こういうことで、まああまりはつきりしている問題をまたここでアメリカに對してとやかく言うのもどうかあるというふうなたまたま感觸を持つておる、こういうことを申し上げたわけでありまして。

○森元治郎君 そうすると、近く申し入れるというふうな新聞記事の表現の書き方は、いまのどこ

というか、これは嚴重に抗議すべきだと思つてゐる。ヤルタ協定にしても、あの当時はルーズベルトが病氣であつたこともあるけれども、千島——首飾りみたいな千島はソ連だと、かつてにやつておきながら、もちろん当時の國務省当局は

○羽生三七君　ちよっと、いまの答弁でおかしいことが一つある。さっきの御答弁の中に、尖閣列島に基地もつくってあった、こういう御答弁が、あったんですが、そんなことができるんですか。帰属の明確でないところにアメリカがかつてに基

柄に触れておりますのがございます。それは北京政府の唯一合法性と台湾は中国領土の一部など、中国の求めている復交原則を明確に是認する発言を保利幹事長はしております。この点については、この秘密会談、漏れたから発表したというとは、

を聞かされたわけです。その手紙も見せてもらいましたが、ことばは正確であるかどうか、趣旨は間違いないと思いますが、私は台湾は中国国民の領土であるとの認識に立ってあなたと日中国交回復について話し合いをしたい、こういうような趣

旨のことが書かれておたのでございます。「中国国民の領土である」「こういう認識に立って」、こういうふうなことでありまして、それからそのとき、これは総理は御承知なのかというお話をしたら、総理には何らの接触はいたしておりました、そういうことのお話がありました。政府・与党として相談をして、ということではなかったやうであります。

○渋谷邦彦君　そこで、まだこうすっきりしないものをいま感じるので、いまおっしゃられた「中国国民」というその表現をどのように受け取ったらいいのか。どっちにもかかるような「台湾にもかかるかもしれない、向こうにもかかるかもしれない、何を前提にして「中国国民」とおっしゃっているのか。これは一つ一つ確認しておきませんと、あとの質問に支障が出てまいりますので、その辺はどうなんでしょうか。

○国務大臣(福田赳夫君)　私がそのとき直観的に理解したのは、台湾海峡をはさんだ両国民を含めての中国国民、こういうことだと思っております。

○渋谷邦彦君　その辺になりますと、どうも明確さを失うような感じがいたします。また、その点については後日に譲るといたしますので、ただいま申し上げたように、政府内でも、あるいは自民党の執行部の中においても、一つの国の方向を明確に示そうという、しかも、中国問題という大事な政治課題を考えますときに、幹事長一人くらいでおきめになれるものなのか、われわれ率直に考えましても、そういう疑問が出てまいりますね。これは、こうした発言があったとするならば、当然、これはもう申すまでもなく、ある程度根回しが済んで、政府の統一見解とみなしてよろしい、保利幹事長の台湾に対する姿勢ではないか、そう受け取ってはまずいのでございましょうか。

○国務大臣(福田赳夫君)　この手紙は私が全責任を持って差し出すものである、おそらく自由民主党のわれわれの同志は、あとでこれがわかつてもらえれば、了承してくれることを確信をしてお

る、しかし、その内容はどうかという、大体これは自由民主党の総意を代表するものであるということを私は信じておる、こういう注釈があったことをお答えしておきます。

○渋谷邦彦君　そうした前提があればこそ、おとといでございませうか、政府筋が明らかにしたところによれば、という言い方で、外務大臣の密使なるものが一月に北京を訪問している。そして、ともあれ、中国政府当局者と非公式な接触を行なった、こう伝えられている。それがやはりきわめて将来に向かつて可能性を含んでいる要素であるとするならば、おそらく福田さん御自身としても、いま触れておりますこの台湾問題という一番困難なこの解決というものを、当然もう一つの見通しをお持ちになった上で進められているのではなからうか。まず密使そのものからここで確認をしておきたいのですが、それが事実であったのかどうか。あった場合に、じゃいまの台湾問題に関連してそういうことを十分踏まえた上でやったのかどうか、この点はいかがでございましょうか。

○国務大臣(福田赳夫君)　いまだにかくわが国から中国へ渡る人は昨年で七千人もおるのですよ。その中で私どもに特に理解を持ってくださる人に対しては、私どもは日中国交正常化、これはもう歴史の流れという、そこまで考えております、中華人民共和国は中国を代表する政府である、こういう認識でとにかく諸懸案を話し合ってみたいという非常な熱意を持っておるのである、日中国交正常化が行なわれることは、これはひとり日中両国の利益であるのみならず、アジアの平和のためであり、また、これはひいては世界の平和のためである、こういう考え方を持っておることを語る話しておいてもらいたい、こういうことを依頼をいたしておるわけでありませう。そういうことが必要であるのは、とにかくアメリカと日本は中国に対する関係が非常に違う。アメリカは戦時中は同盟国です。わが日本はとにかく満洲事変以来もう四十年にわたって不幸な歴史続きの間柄である。そういう状態でありませうので、どうも中

国側にわが国に対する不信感、それから多大の誤解というふうなものがある。そういうことをまず払拭しておきませんと、これはもうなかなか政府間接触の基盤というものができないのじゃないか、そういうふうに考えまして、誤解、不信、そういうことを払拭するための努力をこれらの人々にお願いをしておる。これが率直なところでありませう。

○渋谷邦彦君　それいたしますと、それは政府としての中国政府に対する正式な申し入れと理解してよろしいのですか。

○国務大臣(福田赳夫君)　正式の申し入れと理解していただくかぬほうがいいと思います。非公式な、さような日中国交正常化交渉に至る事前の工作といえますが、事前の措置といえますが、そういう種類のものがある、こう御理解をいただいたらいいかと思ひます。

○渋谷邦彦君　もちろん、政府を代表するという人が当たったわけではございませんので、公式ということは当たらないかもしれません。ただ、伝えられるところによると、外務省関係者、こうなっておりますが、これは現職ではないと。ただ、いま御答弁がありました中で、七千人一年間に行っているという非常に意味深長なお話でございませう。その七千人の中には、政治家もおれば、財界人もおれば、あるいはもと外交官というふうな人もおられます。おそろく、そうした中の特定の人に依頼をされたのだらうと思ひますけれども、いずれにせよ、そうして実際非公式に接触を開始されておる。その反応はいろいろ今日までであると思ひます。何回ぐらいにわたってそういう特定な人を通じての接触をされたのか。そしてまた、中国側としては近い将来において政府と正式な交渉の場を持ちたいという意向が示されたのかどうなのか。その辺の経過はどうなっておりますでしょうか。

○国務大臣(福田赳夫君)　だんだんと私はそういう努力の積み重ねというものが影響を持つつある、こういうふうに思ひます。まあ、非常に徐々にではありますけれども、日本の姿勢に対する

理解、こういうものが進みつつある、こういうふうに思ひますが、まだ決定的な段階には来ておりません。

○渋谷邦彦君　先回も積み重ねということをしきりにおっしゃっておりますし、私もあえてそれを否定しようとは思ひません。けれども、やはり積み重ねの道程においてある程度成果がなければ、これからの接触ということについてもはたして期待できるような方向に進むのかということも、非常にその辺がぼやけてきてしまふ。おそろく、いまのいろいろ含みを持った話の中で、きわめて成算がある、こう見ていいのかですね。しかも、その時期は、積み重ねという、これから何年かかるものか。いろいろございませう。しかし、現在の客観情勢というものを十分考えた上でこれをとらえた場合に、福田さん御自身がいま進められている将来——おそろくその将来というものがごく近い将来においてということ想定されながら詰めておられるのだらうと思ひますけれども、そうした今後の見通しですね、相当長期間かつたものでは、これは非常に日本の将来に向かつてマイナス面だけが残るという感じが残らないわけではございませんけれども、その辺の感じとしてどういうふうにわれわれ理解したらよろしいものでございませう。

○国務大臣(福田赳夫君)　とにかくわが国は中国に対しまして非常にはっきりした意思表示をしていっているのです。つまり、国交の正常化をやる。いま、積み重ねというお話がありました、私は積み重ねなんという必要はない。これは一挙に解決する問題だ。アメリカはこれと違つた行き方をしておるわけですね。国交の正常化ということは一言も言ひません。これは関係の正常化だと、こういふふうに言っております。そこで一つ一つ事実を積み重ねていく、こういう方式をとっておるわけでありませう。私は日中国交正常化交渉というものが政府間で始まるということになれば、そのあとはいかに早く決着点に到達するんじやないかという見通しを持っております。しかし、政

府間接触を始めるまでにはかなりの長い時間がかかる。いまはその時間のかかる事前の段階にあるわけであり。私は必ず日中国交正常化、政府間接触というものが始まる、こういう見通しを持っておるのです。で、始まれば決着が早いだろう、早かるう、そういう見通しを持っておるのです。そこでいまその前段階の努力をいたして、おる、こういうふうな御理解願うたいのじやないかと思ひます。

○渋谷邦彦君 先般も福田さんが答弁された中で、いまと全く同じように最終合意までは時間がかからない、こういうふうにおっしゃっておられますけれども、まあ、現在の日本の状態を見ると、ポスト佐藤というふうなこともいわれておりますし、年内は非常にむずかしい、また、来年になるのかあるいはまたその先になるのかと、いろいろな憶測がございます。ただ憶測だけでは日本の国益というものを考えてみた場合でも決してこれはプラスにならない。やはりいまおっしゃられた非常に早い時期に政府としてもこの決着をつけたい。重ねて、早い時期にと、時間がかかるけれども早い時期に決着する、このように受け取ってよろしゅうございませうか。

○国務大臣(福田赳夫君) まあ、二つに分けてもらいたいですね。つまり、政府間接触が始まる前の段階と、政府間接触が始まった後の段階と、この二つに分けて考えてほしい。政府間接触が始まるまでは時間がかかる、いまそのちやうど最中である、こういうふうな御理解願いたいのであります。政府間接触という段階になった、その段階になりますと、日中国交正常化という最終の目標に到着するには、その間は時間がかかる、ない。こういうことを申し上げておきます。

○渋谷邦彦君 あと時間がありませんので、二つだけ断片的に伺いますので簡単でけっこうですから、確認の意味で伺っておきます。

一つは、先日衆議院の沖縄北方問題特別委員会においてわが党の斎藤委員の質問に対する福田さんの御答弁の中で、北方領土、いわゆる国後、択捉、色丹、歯舞等の領土が返還され、日米安

全保障条約あるいはその体制というものは解消してもよろしいという、そういう含みのある御発言をなさったと承っておりますが、そのように受け取つてよろしいのかどうか、これが一点。

それから第二点は、福田さんがサンクレメンテにいらつしたときに、米国のニクソン大統領に対して在韓米軍の撤退について反対なさったかどうか、この二点だけ確かめておきたい。

○国務大臣(福田赳夫君) 第一点は、正確に言うと、そういうことじやないんです。斎藤さんから御質問がありまして、それで安保条約の適用排除、そういうことで領土問題を処理する考えがあるかと、こういうふうなお話であります。そこで私は、四つの島がかりに返つてくるということになりまして、アメリカがあの四つの島に新たに基地を設けたいというふうなことはよもや考えまいし、また、かりにそういう話がありまして、私も私としてはそういう考え方を受け入れるというふうなことはなりませんまいと、こういうふうなお答えをいたしておるわけです。そういうふうな御理解を願ひたいと思ひます。

それから第二点、サンクレメンテ会議におきまして在韓米軍の撤退に反対をするという意思表示をしたかと、こういうお尋ねでございますが、ですね、そういう端の端な話し方はしておりません。ニクソン・ドクトリン、これが急激に行なわれる。たとえはニクソンの訪中声明が七月十五日に、きわめて急激に、何らの事前の下ごしらえなしに、しかも劇的に発表されておる。ああいうことがアジアの諸国、特にわが国の隣国である韓国等々に及ぼす影響、そういうものについては深甚な配慮を要する問題である。これはひとり韓国だけの問題じやない。わが日本にもあのような急激な劇的な発表のしかた、それについてはかなりの影響を与えておると、こういう点は、今後のアジア政策、アメリカがそれをやっていく上において深く留意してもらいたい点である、こういう話をしております。

○星野力君 私、朝鮮問題についてお聞きしたいんですが、十分間じやとても本論に入れませんので、今後質問をする上での材料的な問題を二、三点お聞きしたいと思ひます。

第一は、韓国に対するこれまでの政府の借款、財政借款、商業借款及び民間投資の金額がどれくらいになっているか。

それから、今後の対韓経済援助の計画、韓国政府との約束の状況などについてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) 昨年十二月末現在までのわが国からの対韓援助の現状は、政府ベースの財政借款コミット額が総額で三億三千八百四十万ドル、このうち貸し付け実行額は一億一千六百三万ドルでございます。そのほかに民間ベースの商業借款は、輸出承認ベースで百二十九件、合計五億五千五百五十万ドルであり、投資債権残高は五千三百九十九万ドルになっております。そういう状態でありませう。

○星野力君 民間投資の金額は。

○国務大臣(福田赳夫君) 民間です。民間投資は輸出承認ベースで百二十九件、合計五億五千五百五十万ドルであります。それから投資債権残高は五千三百九十九万ドル。

○星野力君 今後の計画について。

○国務大臣(福田赳夫君) 今後の計画は、この夏日韓経済閣僚委員会があります。その席で討議をするということになります。これはある程度の経済協力をしなければならぬだろう、こういう見通しを持っております。

○星野力君 それでソウルの地下鉄建設への八千万ドル借款供与、あれの進捗状況とか、基礎建設や農業開発に対する海外経済協力基金からの借款供与の約束、これがどう進んでおるか。

○国務大臣(福田赳夫君) これはまずソウルの地下鉄建設及び国鉄の電化計画というのがあります。これはまだ正式には未調印であります。八千八百四十万ドルの借款を供与する考えでございます。

それから農業ですね、農業につきましては二千万ドルのコミットをいたしまして、そうしてその

うち千七百四十万ドルを貸し付け実行いたしております。

○星野力君 これは海外経済協力基金からですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 地下鉄建設及び国鉄の電化計画の分は基金であります。それから農水産業近代化借款、これは輸銀であります。

○星野力君 一九六五年に合意されました経済援助のワクですね、無償三億、有償二億ドル、それを十年間平均でやる、あのワクを越えて、ことに海外経済協力基金からの借款供与なんかは進んでいるわけですね。

○国務大臣(福田赳夫君) あれとかかわりなくやっております。

○星野力君 あれと別ワクで。

○国務大臣(福田赳夫君) 別ワクでやっております。

○星野力君 韓国は、アメリカのベトナム特需の減少とか在韓米軍の縮減、それからドル・ショックに加えて円の高切り上げによるショック、あるいはアメリカが繊維協定を押しつけた、いろいろな問題で貿易収支がますます悪化して原材料の買付けも困難になっておる。インフレはひどくなるし、失業は増大しておる。経済危機というものが新たな段階、きわめて深刻な状況になってきておると思うのであります。韓国の経済事情についてどう見ておられるか、お話し願ひたい。

○国務大臣(福田赳夫君) 韓国はこの数年、朴政権ができてから長期経済再建計画を立てまして、かなり着実な経済発展を示してきたわけでありませう。ところが、ごく最近、つまり昨年、ドルの切り下げの問題が起る、反面におきましてわが国の円の高切り上げの問題が起る、そういうふうなことで、かなりの打撃、影響を受けておる。こういう状態でございまして、その国際的通貨不安の状況をもろにかぶつた韓国とすると、その影響を何とかして打開したいかなければならぬという立場に立たされておるようでありませう。まあ、韓国にわが国としても調査団を派遣い

たしましたりしてその実情につきましてもはたしきぶ
ん慎重に調べもされておられ、なお今後調査団の
派遣等をいたし、また先ほども申し上げました
が、日韓閣僚委員会の場等においても十分討議も
し、私どもとしての調査もいたしましたが、やはり
この一、二年というところがかかなり経済的にはむ
ずかしい時期に際会しておるのではないかと。この
一、二年の時期、つまり国際通貨不安の打撃をも
ろにかぶつたその状態を切り抜けますと、私は韓
国の状態といふものはまた二年前の状態に復元を
いたしていくのではないかと、そういうふうな見方
をいたしております。

○星野力君 時間がありませんから端的にお聞き
しますが、いま大臣がおっしゃったように、韓国の
経済情勢、この一、二年が非常にむずかしいとい
ろだといふことでありますが、ということとは、こ
の一、二年日本はもと韓国に対して肩入れをや
る、こういふお考えじゃないかと思ひますが、そ
うかどろいというところ、それから、御承知のよ
うに韓国の経済といふのは全くこれは対外依存の
経済であります。アメリカ、日本その他からどん
どん借金してきたわけでありますが、この借金は
膨大な額にのぼっております。この元利金を返済しな
ければならぬわけですが、返せる状況かどうか。
大体対外元利の償還額は現在どのくらいになつて
きておるのか。日本に対して返済の延期を申し入
れてきておるかどうか。その二、三、これにつ
いてお答え願ひたいと思ひます。最初の、肩を
入るかどうか、これは大臣が言つてくれなければ
ば……。

○国務大臣(福田赳夫君) これは先ほども申し上
げましたが、日韓閣僚委員会が開かれる。これは夏
には開かれるわけでありますが、その結果等によ
り判断しなければならぬと思ひますが、判断の材
料をいたしましては、韓国の実情をどういふふう
に把握するか。それから、韓国が、わが日本はか
りじゃない、いまお話がありました、アメリカ
それからIMFその他世界機関との関係もありま
す。そういうものを総合いたしまして、わが国が

どういふ役割りをこのこれらの国の中で演ずべき
かといふことを判断するということにならうかと
思ひますが、いづれにしても、ある程度のココ入
れとか援助はしなければならぬ、こういうふう
に考へております。

○政府委員(吉田健三君) 元利金の償還予定の見
通しについて数字を申し上げます。

一九六七年に元利金の返済予定金額は一億二百
万ドルで、經常受け入れの金額に対する比率は
八・九%であります。一九七〇年におきまして一
億六千万ドル、負担率が約一・六%、七一年は
二億四千万ドル、負担率は二・六%、七二年は
三億一千五百万ドル、負担率は三・七%、七
三年度は、見通しでございしますが、三億五千万万
ドルで負担率は四・二%、以下予定額は一%
くらいまでに負担率が下がっていくようになって
おります。従来の外資導入の計画傾向を見てお
りますと、借款、とりわけ民間借款の比率が圧
倒的でございしましたが、現在韓国政府は三年を越
える借款についての元利金の償還負担率を一五%
以下に保つようの方針をとり、またこれを努力い
たしてございまして、債務負担の改善のために、今
後は短期民間商業信用の受け入れを制限して、新
規借款の受け入れは長期低利のものに限ることと
し、外国企業の直接投資の誘致につとめ、投資水
準を下げて輸入の激増を避け、輸出振興に片や全
力を傾倒いたしまして、このバランスをとってい
く。大体先ほどから話がありましたように、ここ
一、二年は苦しいところではございますが、先行き
の見通しをいたしましては、第三次五カ年計画に
よりましては八・六%の年率の伸び率を見込みま
して、自立経済仕上げ作業の前半がこれで終了す
る予定になっており、わが政府をいたしましては
は、密接に韓国経済の状況と連絡をとりまた調査
しながら進んでおりますので、元利償還の見通し
はだいじょうぶだと思ひます。

○星野力君 まだ質問の答えが一点残つておるの
です。日本に返済延期の申し入れが来ておるか
どうか。それと、いまあげられた数字は三年以上

の長期だけです。

○政府委員(吉田健三君) これは韓国側の発表に
よりまして、元利金の確定及び新規の合計額でご
ざいます。

ただいま御指摘の最終質問につきましては、そ
ういふ申し入れは行なわれておりません。
○委員長(八木一朗君) 本調査に対する質疑は、
本日はこの程度といたします。
本日はこれにて散会いたします。
午前十一時三十七分散会

三月十六日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月八日)
一、外務公務員法の一部を改正する法律案

三月十七日本委員会に左の案件を付託された。
一、世界連邦建設に関する決議に関する請願
(第七五六号)(第八〇四号)
一、日中国交回復実現の決議に関する請願(第
八九三号)

第七五六号 昭和四十七年三月三日受理
世界連邦建設に関する決議に関する請願
請願者 長崎県佐世保市日守町二、四七五
北市次外十名

紹介議員 中村 正雄君
この請願の趣旨は、第二六六号と同じである。

第八〇四号 昭和四十七年三月六日受理
世界連邦建設に関する決議に関する請願
請願者 東京都豊島区目白四一〇ノ一九
佐藤肇外二名

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第二六六号と同じである。

第八九三号 昭和四十七年三月八日受理
日中国交回復実現の決議に関する請願(二通)

請願者 東京都新宿区下落合四一七ノ一
二 西川義明外十九名

紹介議員 森中 守義君
日中国の法的戦争状態に終止符をうち、国交を回
復するため、左記事項を決議されたい。

一、中華人民共和国政府こそが中国七億人民を代
表する唯一の合法政府である。
二、台湾は一つの省であり中国領土の不可分の一
部である。
三、日台条約は不法、無効でありただちに廃棄す
ること。
四、日中間の平和条約を締結すること。

理由
わが国の対中国政策は、政治上、外交上、国際的
にも著しく立ち遅れ、いまだ戦後処理が未解決の
まま放置され、法的には戦争状態におかれてい
る。第二十六回国連総会本会議において「アルバニア
決議案」が圧倒的多数で可決されたことは、世界
人口の四分の一をしめる中華人民共和国を無視し
ては、世界の平和と人類の進歩をはかることがで
きないという世界史の新しい時代の到来を物語る
ものである。

三月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件
を付託された。
一、航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦
政府との間の協定の締結について承認を求め
るの件
二、航空業務に関する日本国政府とメキシコ合
衆国政府との間の協定の締結について承認を
求めるの件
三、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びに
その環境の保護に関する日本国政府とアメリカ
合衆国政府との間の条約の締結について承
認を求めるの件

航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦
政府との間の協定の締結について承認を求

めるの件
航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定

日本国政府及びビルマ連邦政府は、
両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、また、

両国の領域の間の及びそれらの領域をこえての航空業務を開設しかつ運営するために協定を締結することを希望するので、
次のとおり協定した。

第一条

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くは、

(a) 「条約」とは、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約をいい、同条約第九十条の規定に基づいて採択される附属書並びに同条約第九十条及び第九十四条の規定に基づいて行なわれる附属書又は同条約の改正であつて、両締約国によつて受諾されているものを含む。

(b) 「航空当局」とは、日本国にあつては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、ビルマ連邦にあつては運輸通信省管下の民間航空局又は運輸通信省が現在遂行している任務を遂行する権限を与えられる人若しくは機関をいう。

(c) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従ひ、一方の締約国が他方の締約国に対し通告書によりその通告書に定める路線における航空業務の運営のため指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

をいう。

(d) 国に關して「領域」とは、その国の主権、宗主権、保護又は信託統治の下にある陸地及びこれに隣接する領水をいう。

(e) 「航空業務」、「国際航空業務」、「航空企業」及び「運輸以外の目的での着陸」という語は、条約第九十六条にそれぞれ定める意味を有する。

(f) 「附属書」とは、この協定の附属書又は第十四条の規定による改正後の附属書をいう。

2 附属書は、この協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」といふときは、別段の定めがある場合を除くは、附属書を含む。

第二条

1 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業に附属書に定める路線（以下「特定路線」という。）における国際航空業務（以下「協定業務」という。）を開設しかつ運営することができるようにするため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許す。

2 各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従ふことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、次の特権を享有する。

(a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b) 他方の締約国の領域に運輸以外の目的での着陸をする特権

(c) 国際運輸の対象である旅客、貨物又は郵便物の積卸し及び積み込みのため、当該特定路線について附属書に定める他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権

3 2の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第三条

1 各締約国は、特定路線における協定業務の運営のため、他方の締約国に対し一の航空企業を

文書によつて指定する権利を有する。

2 他方の締約国は、指定の通告書を受領したときは、3及び4の規定が適用される場合を除くは、指定された航空企業に対し適当な運営許可を遅滞なく与える。

3 一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の指定した航空企業が当該航空当局により国際航空業務の運営について通常かつ合理的に適用される法令で定める要件を満たすものである旨を立証することを、その航空企業に要求することができる。

4 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業又は他方の締約国の指定航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又はその国民に属していることが立証されない場合には、その航空企業に対し2の運営許可を与えず若しくは取り消し、又はその航空企業による前条2に定める特権の行使につき必要と認める条件を課する権利を有する。

5 1及び2の規定に従つて指定されかつ許可を与えられた航空企業は、第九条の規定に従つて定められる運賃が協定業務に關して実施されていることを条件として、協定業務の運営を開始することができる。

6 前条2に定める特権を許す一方の締約国の法令を他方の締約国の指定航空企業が遵守しなかつた場合又は当該航空企業がこの協定で定める条件に従つて運営しなかつた場合には、当該一方の締約国は、当該航空企業によるそれらの特権の行使を停止し、又は当該航空企業によるそれらの特権の行使につき必要と認める条件を課する権利を有する。もつとも、この権利は、即時に特権の行使を停止し又は即時にその行使につき条件を課することが当該法令に重ねて違反することを防止するため又は航行の安全上の理由により必要である場合を除くは、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

前記の協議は、いずれか一方の締約国が要請した日から六十日の期間内に開始する。

7 一方の締約国がこの条の規定に基づき措置をとつた場合において、第十三条の規定に基づく他方の締約国の権利は、害されない。

第四条

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国の指定航空企業に對して課し又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最惠国の航空企業又は国際航空業務に従事する当該一方の締約国の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであつてはならない。

第五条

1 一方の締約国の指定航空企業の航空機であつて他方の締約国の領域へ飛行し、その領域から飛行し又はその領域を横断して飛行するものは、当該他方の締約国の税関の規制に従ふことを条件として、暫定的に關稅の免除を認められる。一方の締約国の指定航空企業の航空機が他方の締約国の領域への到着の際に積載してあり、かつ、その領域からの出発の際に積載してある燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、關稅、検査手数料又はそれらに類する国若しくは地方公共団体が課する租稅その他の課徵金を免除される。その免除は、取り卸された量又は物品については適用しない。ただし、それらの量又は物品を税関の監視の下に置くことを要求する当該他方の締約国の税関の規制に従ふ場合は、この限りでない。

2 一方の締約国の指定航空企業の航空機に取り付けるため又はその航空機で使用するため他方の締約国の領域に輸入される予備部品及び装備品は、それらの物品を税関の監視及び管理の下に置くことを定める当該他方の締約国の規制に従ふことを条件として、關稅の免除を認められる。

第六条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の

間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第七条

一方の締約国の指定航空企業による協定業務の運営にあつては、他方の締約国の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国の指定航空企業の利益が考慮されるものとする。

第八条

1 締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、協定業務に対する公衆の要求と密接な関連を有しなければならない。

2 指定航空企業が提供する協定業務は、その航空企業を指定した締約国の領域から発し又はその領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対する当該時期における需要及び合理的に予測される需要に適合する輸送力を合理的な利用率において供給することを第一の目的とする。その航空企業を指定した締約国以外の国の領域内の特定路線上の地点において積み込みかつ積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送は、輸送力は次の事項に関連すべきであるという一般原則に従つて行なう。

(a) その航空企業を指定した締約国の領域への及びその領域からの運輸需要

(b) 直通航空路運営の要求

(c) その航空企業の路線が經由する地域の地方的及び地域的業務を考慮したうえでのその地域の運輸需要

第九条

1 協定業務に対する運賃は、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性（たとえば、速力及び設備の程度）、特定路線のいずれかの区間又は全体についての他の航空企業の運賃その他すべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

2 1の運賃は、次の規定に従つて定める。

(a) 1の運賃及びこれに関連して使用される代理店手数料率は、可能なときは、各特定路線及びその区間について関係指定航空企業の間で合意する。それらの運賃及び代理店手数料率の決定に際しては、可能なときは、国際航空運送協会の運賃決定方式を利用することができる。合意された運賃は、両締約国の航空当局の認可を受けたものとする。

(b) 関係指定航空企業が運賃について(a)の合意をすることができなかった場合は、(a)の合意を一方の締約国の航空当局が申請に係る運賃について(a)の認可をしなかつた場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意に達するように努める。

(c) (b)の合意が成立しなかつた場合には、紛争は、第十三条の規定に従つて解決する。

(d) 新たな運賃は、それについていずれか一方の締約国の航空当局が満足しないときは、第十三条の規定が適用される場合を除くほか、実施されない。この条の規定に従い運賃が決定されるまでの間は、すでに実施されている運賃が適用される。

第十条

一方の締約国は、他方の締約国の指定航空企業に対し、その航空企業が協定業務の運営に関連して当該一方の締約国の領域内で得た収入のうち支出をこえる部分を、当該一方の締約国の関係法令に従い、送金の時の公の市場における為替相場によりアメリカ合衆国ドルで送金する権利を与える。

第十一条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局の要請があつた場合には、当該一方の締約国の指定航空企業が当該他方の締約国の領域への及びその領域からの協定業務において運送する貨客に関する情報及び統計であつて通常その指定航空企業が公表のため作成して自国の航空当局に提出するものを、当該他方の締約国の航空当局に提

供する。一方の締約国の航空当局が他方の締約国の航空当局に要求することのある貨客に関する追加の統計資料については、要請により両締約国の航空当局の間で討議する。

第十二条

両締約国の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

第十三条

1 この協定の解釈又は適用に関して両締約国の間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両国間の交渉によりその紛争を解決するように努める。

2 両締約国が交渉により紛争を解決することができなかつた場合には、その紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁委員とこのようにして選定された二人の仲裁委員が合意する第三の仲裁委員（いずれの締約国の国民でもない者に限る。）と三人の仲裁委員から成る仲裁裁判所に決定のため付託する。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に一人の仲裁委員を指定するものとし、第三の仲裁委員については、その後の六十日の期間内に合意する。いずれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁委員を指定しなかつた場合は第三の仲裁委員につきその後の六十日の期間内に合意が得られなかつた場合には、いずれか一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、それらの仲裁委員の任命を要請することができる。

3 両締約国は、2の規定に基づいて行なわれた決定に従うことを約束する。

第十四条

いずれか一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請する

ことができる。その協議は、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。改正が附屬書についてのみ行なわれる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行なう。両締約国の航空当局が新たな又は修正された附屬書について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を生ずる。

第十五条

航空運送に関する一般的な多数国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、その条約に適合するように改正する。

第十六条

いずれか一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。その通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。その通告があつたときは、この協定は、当該他方の締約国がその通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、その通告が両締約国の間の合意によりその一年の期間の満了前に取り消された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかつた場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第十七条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第十八条

この協定は、各締約国によりその国内法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証書として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、この協定に署名した。

千九百七十二年二月一日にラングーンで、英語

により本書二通を作成した。

日本国政府のために

鈴木孝

ビルマ連邦政府のために

ター・ジョー

附屬書

2 ビルマ連邦の指定航空企業が両方向に運営する路線

ビルマ内の地点—バンコック及び(又は)チェンマイ—クアラ・ランブル及び(又は)シンガポール—ラオス内の一地点、カンボディア内の二地点及び(又は)サイゴン—香港及び(又は)マニラ—那覇(沖縄)—大阪又は東京のうち後日定める一地点

ビルマ連邦の指定航空企業が提供する協定業務は、ビルマ連邦の領域内の一地点を起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行にあたりその指定航空企業の選択によつて省略することができる。

2 日本国の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点—香港及び(又は)マニラ—サイゴン、カンボディア内の二地点及び(又は)ラオス内の一地点—シンガポール、クアラ・ランブル及び(又は)ペナン—バンコック—ラングーン

日本国の指定航空企業が提供する協定業務は、日本国の領域内の一地点を起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行にあたりその指定航空企業の選択によつて省略することができる。

航空業務に関する日本国政府とメキシコ合

衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定

日本国政府及びメキシコ合衆国政府は、航空業務を開設しかつ運営するために協定を締結することを希望するので、

両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、

第一条

この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a) 「協定」とは、この協定及びこれに附属する路線表をいう。

(b) 「航空当局」とは、日本国にあつては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、メキシコ合衆国にあつては通信運輸省又は同省が現在遂行している任務を遂行する権限を与えられる人若しくは機関をいう。

(c) 「指定航空企業」とは、一方の締約国が、第三条の規定に従い、他方の締約国に対し通告書によりその通告書に定める路線における航空業務の運営のため指定した航空企業をいう。

(d) 「領域」、「航空業務」、「国際航空業務」、「航空企業」及び「運輸以外の目的での着陸」という語は、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約第二条及び第九十六条にそれぞれ定める意味を有する。

(e) 「特定路線」とは、路線表に定める路線をいう。

第二条

1 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が特定路線における国際航空業務(以下「協定業務」という。)を開設しかつ運営することができるようになるため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許す。

2 各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、次の特権を享有する。

(a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b) 他方の締約国の領域に運輸以外の目的での着陸をする特権

(c) 国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物の積卸し及び積み込みのため、路線表に定める他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権

3 2の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第三条

1 いずれの特定路線における協定業務も、前条1の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができ。ただし、第十一条の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことが行なわれた後でなければならない。

(a) 権利を許与された締約国が当該路線について航空企業を指定すること。

(b) 権利を許与する締約国が自国の法令に従い当該航空企業に対して適当な運営許可を与えらるること。その締約国は、2の規定及び次条1の規定に従うことを条件として、遅滞なくそ

の運営許可を与えなければならない。

2 いずれの一方の締約国の指定航空企業も、他方の締約国の航空当局により国際航空業務の運営について通常かつ合理的に適用される法令で定める要件を満たすものである旨をその航空当局に立証することを要する。

第四条

1 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業の所有の主たる部分及び実効的な支配が当該他方の締約国又はその国民に属していることが立証されない場合には、その航空企業に対し第二条2に定める特権を与えず又は取り消す権利を留保する。

2 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が1にいう特権を許与する締約国の法令を遵守しなかつた場合又はこの協定で定める条件に従つて運営しなかつた場合には、当該航空企業によるそれらの特権の行使を停止し、又は当該航空企業によるそれらの特権の行使につき必要と認める条件を課する権利を留保する。

第五条

1 一方の締約国の法令であつて国際航空に従事する航空機の当該一方の締約国の領域への入国若しくはその領域からの出国又はその領域内にある間の運航及び航行に関するものは、他方の締約国の指定航空企業の航空機について適用されるものとし、当該一方の締約国の領域への入国若しくはその領域からの出国にあたり又はその領域内にある間、当該航空機によつて遵守されなければならない。

2 一方の締約国の法令であつて旅客、乗組員、貨物又は郵便物の当該一方の締約国の領域への入国又はその領域からの出国に関するもの、たとへば、入国、出国、移住、旅券、税関及び検査に関する規制は、その領域への入国若しくはその領域からの出国にあたり又はその領域内にある間、他方の締約国の指定航空企業の航空機で運送される旅客、乗組員、貨物若しくは郵便

物により又はそれらのために遵守されなければならぬ。

3 一方の締約国によつて発給され又は有効と認められた航空証明書、技能証明書及び免状で効力を有しているものは、それらの証明書又は免状が発給され又は有効と認められた際の要件が国際民間航空条約に従つて設定される最低標準と同等又はそれ以上のものである限り、他方の締約国によつても協定業務の運営上有効なものと認められる。もつとも、各締約国は、自国の領域の上空の飛行に關しては、自国民が他の国から与えられた技能証明書及び免状を認めることを拒否する権利を留保する。

第六条

各締約国は、その管理の下にある空港その他の施設の使用につき、他方の締約国の指定航空企業に航空機に對して公正かつ合理的な料金を課し又は課することを認めることができる。その料金は、同様の国際航空業務に従事する自国の航空機が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであつてはならない。

第七条

1 一方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の整備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され又は使用される場合にも、当該領域内において関税、検査手数料及びこれらに類する国又は地方公共団体が課する租税その他の課徴金を免除される。

2 一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域内において積み込まれ、かつ、協定業務に使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の整備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従ふことを条件として、関税、検査手数料及びこれらに類する国又は地方公共団体が課する租税その他の課徴金を免除される。

3 一方の締約国の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、その指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国の領域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の整備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従ふことを条件として、関税、検査手数料及びこれらに類する国又は地方公共団体が課する租税その他の課徴金を免除される。

第八条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第九条

一方の締約国の指定航空企業による協定業務の運営にあたつては、他方の締約国の航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国の航空企業の利益が考慮されるものとする。

第十条

1 締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、協定業務に對する公衆の要求と密接な関連を有しなければならない。

2 指定航空企業が提供する協定業務は、両締約国間の運輸に對する需要及び当該航空企業を指定した締約国の領域から発し又はその領域へ向かう運輸に對する需要に適合する輸送力を合理的な利用率において供給することを第一の目的とする。

3 地方的及び地域的業務の發展は、各締約国の主要な関心事である。したがつて、必要があるときは、地方的及び地域的業務における各締約国の利益が害されないようにするため、この条に規定する基準が指定航空企業によつて遵守されるような方法を研究する目的をもつて、両締約国の航空当局の間で協議を行なう。

第十一条

各締約国の指定航空企業が他方の締約国の領

域への又はその領域からの運送について徴収する運賃は、運賃の経費、合理的な利潤、業務の特性（たとえば、速力及び設備の程度）、他の航空企業の運賃その他のすべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

2 1の運賃は、可能なときは、両締約国の指定航空企業の間で合意するものとし、その合意は、可能な限り、国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行なう。

3 指定航空企業は、運賃及びその基礎となる条件につき、その適用を開始しようとする日の少なくとも四十五日前に両締約国の航空当局の認可を申請する。この四十五日の期間は、特別の場合には、航空当局の間の合意を条件として、短縮することができる。

4 指定航空企業が運賃について合意することができなかつた場合、運賃が他のなんらかの理由で2の規定に従つて決定されなかつた場合又は3の期間の最初の十五日以内に一方の締約国が2の規定に従つて合意された運賃について自国の航空当局が満足しない旨を他方の締約国に通告した場合には、両締約国の航空当局は、合意によつて運賃を決定するように努める。

5 4の合意が成立しなかつた場合には、紛争は、第十三条の規定に従つて解決する。

6 運賃は、いずれか一方の締約国の航空当局が認可しない場合には、実施されない。この条の規定に従つて定められた運賃は、新たな運賃がこの条の規定に従つて定められるまで引き続き実施される。

第十二条

両締約国の航空当局がこの協定の実施に關するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

第十三条

1 この協定の解釈又は適用に關して両締約国の間に紛争が生じた場合には、両締約国は、ま

ず、両国間の交渉によりその紛争を解決するよう努める。

2 両締約国が交渉により紛争を解決することができなかつた場合には、その紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁委員とこのようにして選定された二人の仲裁委員が合意する第三の仲裁委員（いずれの締約国の国民でもない者に限る。）との三人の仲裁委員から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができる。

3 各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に一人の仲裁委員を指定するものとし、第三の仲裁委員については、その後の六十日の期間内に合意する。

4 いずれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁委員を指定しなかつた場合又は第三の仲裁委員につきその後の六十日の期間内に合意が得られなかつた場合には、いずれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に對し、それらの仲裁委員の任命を要請することができる。

5 両締約国は、この条の規定に基づいて行なわれた決定に従ふことを約束する。仲裁裁判所は、仲裁手続に要する費用の割当てを決定する。

第十四条

1 いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。その協議は、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。

2 改正がこの協定（路線表を除く。）の規定について行なわれる場合には、その改正は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

3 改正が路線表についてののみ行なわれる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行な

う。両締約国の航空当局が新たな又は修正された路線表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を生ずる。

第十五条

航空運送に関する一般的な多数国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、その条約に適合するように改正する。

第十六条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。その通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。その通告があつたときは、この協定は、当該他方の締約国がその通告を受領した日の後六箇月で終了する。ただし、その通告が両締約国の間の合意によりその六箇月の期間の満了前に取り消された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかつた場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第十七条

この協定は、前条の規定が適用される場合を除くほか、効力発生の日から三年間効力を有するものとし、一方の締約国が他方の締約国に対しこの協定を終了させる意思を三年の各期間の満了の六箇月前に通告しない限り、さらに三年ずつその有効期間が延長される。

第十八条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第十九条

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正

当に委任を受けて、この協定に署名した。

千九百七十二年三月十日に東京で、ひとしく正文である日本語及びスペイン語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

福田赳夫

メキシコ合衆国政府のために

エミリオ・O・ラバサ

路線表

1 日本国の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点—ヴァンクラーヴァー—ホルル—連邦区メキシコ—シテイ—ボゴタ又は後日合意する一地点のいずれか一方—サン・パウロ及び（又は）リオ・デ・ジャネイロ

2 メキシコ合衆国の指定航空企業が両方向に運営する路線

メキシコ内の地点—ホルル—ヴァンクラーヴァー—東京—東アジア、インド及びオセアニアにおける後日定める以遠の三地点

注 メキシコ合衆国の指定航空企業は、

中岡地点と東京との間及び東京と以遠の地点との間のいずれにおいても、両方向とも運輸権を行使しない。

3 いずれの締約国の指定航空企業が提供する協

定業務も、その締約国の領域内の一地点を起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行にあたりその指定航空企業の選択によつて省略することが

できる。

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、鳥類がレクリエーション上、芸術上、科学上及び経済上大きな価値を有する天然資源であること、並びに適切な管理によつてこの価値を増大することができるとを考慮し、

鳥類の多くの種が日本国及びアメリカ合衆国の地域の間を渡り、これらの地域に一時的に生息していることを考慮し、

鳥の環境が特に乱されやすいこと、太平洋の諸島の鳥類の多くの種が絶滅したこと、及び鳥類の他の種のうちにも絶滅するおそれのあるものがあることを考慮し、また、

一定の鳥類の管理、保護及び絶滅の防止のために措置をとることについて協力することを希望し、

第一条

この条約の適用地域は、次のとおりとする。

(a) アメリカ合衆国については、アメリカ合衆国のすべての地域及び属地（太平洋諸島信託統治地域を含む。）

(b) 日本国については、日本国の施政の下にあるすべての地域

第二条

1 この条約において、「渡り鳥」とは、次のものをいう。

(a) 足輪その他の標識の回収により両国間における渡りについて確認のある鳥類の種

(b) その亜種が両国にともに生息する鳥類の種、及び亜種が存在しない種については両国にともに生息する鳥類の種。これらの種及び亜種の確認は、標本、写真又はその他の信頼しうる証拠に基づいて行なう。

2 (a) 1の規定に従つて渡り鳥とされた種は、この条約の附表に掲げるとおりとする。

(b) 両締約国の権限のある当局は、随時附表を検討し、必要があるときは、附表を改正するよう勧告する。

(c) 附表は、両政府が当該勧告のそれぞれの受諾を外交上の公文の交換によつて確認した日の後三箇月で、改正されたものとみなされる。

第三条

1 渡り鳥の捕獲及びその卵の採取は、禁止されるものとする。生死の別を問わず、不法に捕獲され若しくは採取された渡り鳥若しくは渡り鳥の卵又はそれらの加工品若しくは一部分の販売、購入及び交換も、また、禁止されるものとする。次の場合における捕獲及び採取については、各締約国の法令により、捕獲及び採取の禁止に対する例外を認めることができる。

(a) 科学、教育若しくは繁殖のため又はこの条約の目的に反しないその他の特定の目的のため

(b) 人命及び財産を保護するため

(c) 2の規定に従つて設定される狩猟期間中

(d) 私設の狩猟場に関して

(e) エスキモー、インディアン及び太平洋諸島信託統治地域の原住民がその食糧及び衣料用として捕獲し又は採取する場合

巢期間を避け、かつ、生息数を最道の數に維持するように設定する。

3 各締約国は、渡り鳥の保護及び管理のために保護区その他の施設を設けるように努める。

第四条

1 締約国は、絶滅のおそれのある鳥類の種又は亜種を保存するために特別の保護が望ましいことに同意する。

2 いずれか一方の締約国が絶滅のおそれのある鳥類の種又は亜種を決定し、その捕獲を禁止した場合に、当該一方の締約国は、他方の締約国に対してその決定（その後におけるその決定の取消しを含む）を通報する。

3 各締約国は、2の規定によつて決定された鳥類の種若しくは亜種又はそれらの加工品の輸出又は輸入を規制する。

第五条

1 締約国は、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類の研究に関する資料及び刊行物を交換する。

2 締約国は、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類の共同研究計画の設定並びにこれらの鳥類の保存を奨励する。

第六条

各締約国は、第三条及び第四条の規定に基づいて保護される鳥類の環境を保全しかつ改善するため、適当な措置をとるよう努める。各締約国は、特に、

(a) これらの鳥類及びその環境に係る被害（特に海洋の汚染から生ずる被害を含む）を防止するための方法を探索し、

(b) これらの鳥類の保存にとつて有害であると認める生きている動植物の輸入を規制するために必要な措置をとるよう努め、及び、

(c) 特異な環境を有する島の生態学的均衡を乱すおそれのある生きている動植物のその島への持込みを規制するために必要な措置をとるよう努める。

第七条

各締約国は、この条約の目的を達成するために必要な措置をとることに同意する。

第八条

締約国は、いずれか一方の政府の要請があつたときは、この条約の実施について協議する。

第九条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにワシントンで交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日に効力を生ずる。この条約は、十五年間効力を有するものとし、その後は、この条に定めるところによつて終了する時まで効力を存続する。

3 いずれの一方の締約国も、一年前に書面による予告を与えることにより、最初の十五年の期間の終りに又はその後いつでもこの条約を終了させることができる。

以上の証拠として、両政府の代表は、この条約に署名した。

千九百七十二年三月四日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
福田赳夫

アメリカ合衆国政府のために
アーミン・H・マイヤー

附表

一 はしじろあび（ガヴィア アダムスイイ）
二 おおはむ（ガヴィア アルクティカ）
三 あび（ガヴィア ステルラタ）
四 あかえりかいつぶり（ボディケプス グ

リセゲナ）

五 みみかいつぶり（ボディケプス アウリトックス）

六 あほうどり（ディオメデア アルバートルス）

七 くろあしあほうどり（ディオメデア ニグリベス）

八 こあほうどり（ディオメデア インムタピリス）

九 ふるまかもめ（フルマルス グラキアリス）

一〇 あかあしみづなぎどり（フファヌス カルネイベス）

一一 おながみづなぎどり（フフィヌス パキフィクス）

一二 はいろみづなぎどり（フフィヌス グリセウス）

一三 はしほそみづなぎどり（フフィヌス テヌイロストリス）

一四 みづなぎどり（フフィヌス ナティヴィタティス）

一五 しろはらみづなぎどり（フテドロロマヒュボレウカ）

一六 あなどり（ブルウェリア ブルウェリイ）

一七 はいろりみづばめ（オケアノドロマフルカタ）

一八 こしじろりみづばめ（オケアノドロマレウコア）

一九 くろこしじろりみづばめ（オケアノドロマカストロ）

二〇 おいとんりみづばめ（オケアノドロマトリストラミ）

二一 あしながこしじろりみづばめ（オケアニテス オケアニクス）

二二 あかおねつたいちよう（ファエトンルブリカウダ）

二三 しらおねつたいちよう（ファエトンレ

プトゥルス）

二四 あおつらかつおどり（スラ ダクテュラトラ）

二五 あかあしかつおどり（スラ スラ）

二六 かつおどり（スラ レウコガステル）

二七 ひめう（ファラクコロラクス ペラギクス）

二八 ちしまうがらす（ファラクコロラクスウリレ）

二九 おおぐんかんどり（フレガタ ミノル）

三〇 ぐんかんどり（フレガタ アリエル）

三一 あまさぎ（アブルクス イビス）

三二 ちゆうさぎ（エグレタ インテルメデア）

三三 くらさぎ（デミグレタ サクラ）

三四 みぞごい（ゴルサキウス ゴイサギ）

三五 よしごい（イクソブリュクス スイネンシス）

三六 おおよしごい（イクソブリュクス エウリュトムス）

三七 おおはくちよう（キュグヌス キュグヌス）

三八 しじゅからがん（プランタ カナデンシス）

三九 こくがん（プランタ ベルニクラ）

四〇 みかどがん（アンセル カナギクス）

四一 まがん（アンセル アルビフロンス）

四二 ひしきい（アンセル ファバリス）

四三 はくがん（アンセル カイルレスケン

ス）

四四 まがも（アナス プラテリエンコス）

四五 おかよしがも（アナス ストレベラ）

四六 おなががも（アナス アクタ）

四七 こがも（アナス クレカ）

四八 よしがも（アナス ファルカタ）

四九 しまあじ（アナス ケルケドゥラ）

五〇 ともえがも（アナス フオルモサ）

五一 ひどりがも（マレカ ペネロペ）

五二 あめりかひとり(マレカ アメリカナ)
 五三 はしびろがも(スパトゥラ クリュベア
 タ)
 五四 ほしはじろ(アユテア フェリナ)
 五五 おおほしはじろ(アユテア ヴァリ
 スイネリア)
 五六 きんくろはじろ(アユテア フリグ
 ラ)
 五七 あかはじろ(アユテア バイリ)
 五八 ほおじろがも(ブケファラ クラング
 ラ)
 五九 ひめはじろ(ブケファラ アルベオラ)
 六〇 こおりがも(克蘭グラ ヒニエマリ
 ス)
 六一 しのりがも(ヒストリオニクス ヒスト
 リオニクス)
 六二 こけわたがも(ポリュステイクタ ステ
 ルレリ)
 六三 くろがも(メラニタ ニグラ)
 六四 かわあいさ(メルグス メルガンセル)
 六五 うみあいさ(メルグス セルラトル)
 六六 みこあいさ(メルグス アルベルス)
 六七 けあしのすり(ブテオ ラゴプス)
 六八 おじろわし(ハリアイエトゥス アルビ
 キルラ)
 六九 おおわし(ハリアイエトゥス ペラギク
 ス)
 七〇 つみ(アキピテル ヴイルガトゥス)
 七一 とび(ミルヴス ミグランズ)
 七二 みさご(パンディオン ハリアエトゥ
 ス)
 七三 しろはやぶさ(ファルコ ルステイコル
 ス)
 七四 はやぶさ(ファルコ ペレグリヌス)
 七五 かなだづる(グルス カナデンスイス)
 七六 ばん(ガリヌラ クロロプス)
 七七 おおばん(フリカ アトラ)
 七八 しろちどり(カラドリウス アレクサン

ドリヌス)
 七九 こちどり(カラドリウス ドゥビウス)
 八〇 はじろこちどり(カラドリウス ヒア
 テイクラ)
 八一 おおめだいちどり(カラドリウス レス
 ケナウルティイ)
 八二 めだいちどり(カラドリウス モンゴル
 ス)
 八三 こばしちどり(エウドロミアス モリネ
 ルス)
 八四 むなぐろ(ブルヴィアリス ドミニカ)
 八五 だいぜん(ブルヴィアリス スカタロ
 ラ)
 八六 きようじょしぎ(アレナリア インテル
 プレス)
 八七 たしぎ(ガリリナゴ ガリリナゴ)
 八八 ちゅうじしぎ(ガリリナゴ メガラ)
 八九 こしぎ(リュムノクリュプテス ミニム
 ス)
 九〇 おおはししぎ(リムノドロムス スコロ
 パケウス)
 九一 おおそりはししぎ(リモサ ラボニカ)
 九二 たかふしぎ(トリンガ グラレオラ)
 九三 きあししぎ(トリンガ インカナ(トリ
 ンガブレヴィベスを含む。))
 九四 いそしぎ(トリンガ ヒュポレウコス)
 九五 つるしぎ(トリンガ エリュトロプス)
 九六 あおあししぎ(トリンガ ネブラリア)
 九七 おおきあししぎ(トリンガ メラノレウ
 カ)
 九八 ちゅうりやくしぎ(ヌメニウス ファイ
 オプス)
 九九 はりもちゅうりやくしぎ(ヌメニウ
 ス タヒティエンスイス)
 一〇〇 こしやくしぎ(ヌメニウス ミヌトゥ
 ス(ヌメニウス ポレアリスを含む。))
 一〇一 ほうろくしぎ(ヌメニウス マダガスカ
 リエンスイス)

一〇二 こおはししぎ(カリドリウス カヌトゥス)
 一〇三 おおししぎ(カリドリウス テヌイロストリ
 ス)
 一〇四 さるはまししぎ(カリドリウス フェルルギ
 ネア)
 一〇五 はまししぎ(カリドリウス アルピナ)
 一〇六 とうねん(カリドリウス ルフィコルリ
 ス)
 一〇七 ひばりしぎ(カリドリウス ミヌティルラ
 (カリドリウス スプミヌタを含む。))
 一〇八 おじろとうねん(カリドリウス テンミン
 キイ)
 一〇九 ひめうづらししぎ(カリドリウス バイル
 デイイ)
 一一〇 うづらししぎ(カリドリウス アクミナタ)
 一一一 あめりかうづらししぎ(カリドリウス メラ
 ノトス)
 一二二 へらしぎ(エウリノリュンクス ビュ
 グメウス)
 一二三 こもんしぎ(トリュンギテス スブル
 フィコルリス)
 一二四 えりまきしぎ(フィロマクス プグナク
 ス)
 一二五 きりあい(リミコラ ファルキネルル
 ス)
 一二六 みゆびしぎ(クロケティア アルバ)
 一二七 あかえりひれあししぎ(ロビベス ロバ
 ドゥス)
 一二八 はいろひれあししぎ(ファラロプス
 フリカリウス)
 一二九 おおとうぞくかもめ(カタラクタ スク
 ア)
 一二〇 とうぞくかもめ(ステルコラリウス ポ
 マリヌス)
 一二一 ころとうぞくかもめ(ステルコラリウ
 ス パラスイティクス)
 一二二 しろはらとうぞくかもめ(ステルコラリ
 ウス ロンギカウドゥス)

一二三 しろかもめ(ラルス ヒュベルボレウ
 ス)
 一二四 わしかもめ(ラルス グラウケスケン
 ス)
 一二五 おおせぐろかもめ(ラルス スキステイ
 サグス)
 一二六 せぐろかもめ(ラルス アルゲンタトゥ
 ス)
 一二七 うみねこ(ラルス クラスイロストリ
 ス)
 一二八 ゆりかもめ(ラルス リディブンドウ
 ス)
 一二九 みつゆびかもめ(リサ トリダクテ
 ラ)
 一三〇 くびわかもめ(クセマ サビニ)
 一三一 ぞうげかもめ(パゴフィラ エブルネ
 ア)
 一三二 はじろくろはらあじさし(クリドニア
 ス レウコプテルス)
 一三三 こしじろあじさし(ステルナ アレウ
 テイカ)
 一三四 あじさし(ステルナ ヒルンド)
 一三五 なんようまみじろあじさし(ステルナ
 ルナタ)
 一三六 まみじろあじさし(ステルナ アナイテ
 トゥス)
 一三七 えりぐろあじさし(ステルナ スマトラ
 ナ)
 一三八 こあじさし(ステルナ アルビフロン
 ス)
 一三九 せぐろあじさし(ステルナ フスカタ)
 一四〇 ころあじさし(アノウス ストリドゥ
 ス)
 一四一 とりしまくろあじさし(アノウス テス
 イロストリス)
 一四二 はいろあじさし(プロケルステルナ
 ケルレア)
 一四三 しろあじさし(ギュギス アルバ)

一四四	うみがらす(ウリア アアルゲ)	一六九	あと(フリソギルラ モンティフリン
一四五	はしぶとうみがらす(ウリア ロンヴィ	一七〇	ギルラ)
一四六	うみばと(ケプス コルンバ)	一七一	かしらだか(エンベリザ ルステイカ)
一四七	うみすずめ(スュントリボランフス ア	一七二	きがしらしとど(ゾノトリキア アトリ
一四八	うみおろむ(アイティ アプスイタク	一七三	カピルラ)
一四九	えとろふりみすずめ(アイティ アクリ	一七四	みやましとど(ゾノトリキア レウコフ
一五〇	えとろふりみすずめ(アイティ アクリ	一七五	リヌス)
一五一	しらひげりみすずめ(アイティ アピニ	一七六	ごまふすずめ(バセレルラ イリアカ)
一五二	グマイア)	一七七	ひばり(アラウダ アルヴェンヌス)
一五三	こりみすずめ(アイティ アプスイル	一七八	たひばり(アントゥス スピノレタ)
一五四	ラ)	一七九	からふとびんずい(アントゥス ホジソ
一五五	うとう(ケロリンカ モノケラタ)	一八〇	ニ)
一五六	えとびりか(ルンダ キルラタ)	一八一	むねあかたひばり(アントゥス ケル
一五七	つめど(フラテルクラ コルニクラ	一八二	ヴィヌス)
一五八	タ)	一八三	はくせき(モタキルラ アルバ)
一五九	しろふくろ(ニクテア スカンディ	一八四	きせき(モタキルラ キネレア)
一六〇	アカ)	一八五	つめながせき(モタキルラ フラ
一六一	こみづく(アスィオ フランメウス)	一八六	ヴァ)
一六二	かっこう(ククルス カノルス)	一八七	きびたき(ムスキカバ ナルキスィナ)
一六三	つづどり(ククルス サトゥラトウス)	一八八	えぞびたき(ムスキカバ グリセイ
一六四	じゅういち(ククルス フガクス)	一八九	テイクタ)
一六五	よたか(カプリムルグス インディク	一九〇	しませんにゆう(ロクステルラ オコテ
一六六	ス)	一九一	ンヌス)
一六七	あまつばめ(アプス パキフィクス)	一九二	むしくい(フルロスコプス ボレアリ
一六八	ありすい(ユンクス トルキルラ)	一九三	ス)
一六九	つばめ(ヒルンド ルステイカ)	一九四	まみちやしない(トゥルドゥス オプ
一七〇	しょうどうつばめ(リパリア リパ	一九五	クルス)
一七一	ア)	一九六	おのおのこま(エリタクス カルリオベ)
一七二	しめ(ココトラウス テス ココトラウス	一九七	やまひばり(ブルネルラ モンタネル
一七三	テス)	一九八	ラ)
一七四	べにひわ(カルドゥエリス フランメア	一九九	こむくどり(ストゥルヌス フィリペン
一七五	(カルドゥエリス ホルネマンニを含む)	二〇〇	ヌス)
一七六	らそ(ビュルラ ビュルラ)	二〇一	むくどり(ストゥルヌス キネラケウ
一七八	ぎんざんましこ(ビニコラ エヌクレア	二〇二	ス)

昭和四十七年三月三十一日印刷

昭和四十七年四月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局